資料2

大規模災害時廃棄物対策
北海道ブロック協議会

第2回仮置場ワーキング
話題提供

令和7年1月23日（木）

環境省　北海道地方環境事務所
OYO 応用地質株式会社

本日の流れ

内容		目安時間
概要	仮置場WGの進め方	5分
話題提供②	第1回WGの結果を踏まえて抽出した仮置場候補地選定に係る課題の共有	15分
話題提供③	仮置場候補地選定事例の紹介（道外）	15分
説明	意見交換の進め方	5分
自己紹介	グループ内で自己紹介	5分
意見交換②	第1回WGにおける課題の解決方策の意見交換	5分（説明） 25分
意見交換③	仮置場設置訓練についての意見交換	5分（説明） 25分
成果公表	各グループの意見・感想公表	10分

概要

【WGの目的】

- 災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、仮置場の速やかな設置とその円滑な運営が大変重要です。
- 本WGは、仮置場の設置・運営について自治体、一部事務組合や広域連合、民間事業者それぞれの立場から意見を出し合い、検討することで、今後の災害廃棄物処理を通じた災害からの早期復旧を目的として開催するものです。

【WGの内容】

実施回	内容
【実施済】第1回 令和6年11月26日（火） 13:30～	話題提供①：仮置場の設置・運営に係る事例紹介 意見交換①：仮置場候補地の選定状況 課題抽出①：仮置場基本情報のとりまとめ・類型化
第2回 令和7年1月23日（木） 13:30～	課題抽出②：抽出した候補地選定に係る課題の共有 話題提供②：道外の仮置場候補地選定事例の紹介 意見交換②：仮置場に関する課題解決の方策 意見交換③：仮置場設置訓練についての意見交換

前回WGの振り返り
（候補地選定に係る課題の共有）

第1回WGの結果を踏まえて抽出した仮置場候補地選定に係る課題の共有

✓ 設備・道路関連・被災リスク・利用用途・周辺環境等について課題

第1回WG　仮置場基本情報整理と意見整理

表 1□仮置場候補地の基本情報（記入例）

施設概要	
名称	○○運動公園
所在地	○○市○○町
所有区分	市有地
所有者	○○市
管理者（及び指定管理者）	○○市○○課
仮置可能範囲、面積	仮置可能面積：グラウンド：約 10,000m²、駐車場：約 5,000m²
用途地域	なし
周辺の土地利用区分※	■農地　→　□森林　→　□原野等　→　□水面 □河川　→　□水路　→　■道路　→　■住宅地 □工業用地　→　■その他の宅地 □その他（○○病院　→　）
災害時の用途	災害時におけるヘリコプター発着予定地、林野火災時におけるヘリコプター発着予定地
土地の形状、舗装状況	グラウンド：土、駐車場：アスファルト いずれも長方形状
付帯設備	グラウンド：照明、トイレ、水道、電力
緊急輸送道路までの距離	0.5km（国道○○号）、1km（○○自動車道）
搬入口付近の道路状況	・駐車場に面する東側道路は 2 車線 ・グラウンドに面する西側道路は狭隘で大型車両の通行は不可
被害想定結果	
地震	震度：6 弱程度
浸水深	津波：なし　→　洪水：0.5m 以上 3m 未満
土砂災害※	■土砂災害警戒区域が分布　→　□土石流危険渓流が分布
その他特記事項	
・グラウンドはフェンスで囲まれており、照明、トイレが設置されている。水道、電力が確保できる。 ・西側道路から大型車両の進入は不可。	
仮置場設置時の課題	
・周辺に住宅、病院が立地しているため、生活環境保全上の対策を講じる必要がある ・洪水による浸水リスクがある ・土砂災害により、施設に通じる道路が通行不可となる可能性がある	

※ 該当する□にチェックする

- 仮置場候補地の情報について、基本情報整理シートに整理
- 仮置場設置時の課題について、各班で意見を共有、交換

第1回WG　意見整理シートA班

- 水害・津波のリスク、ヘリポート等の土地用途、土地の整地、インフラ設備等

仮置場候補地等	感想等
[redacted]・施設名称：●●会館（アスファルト駐車場） ・仮置場設置時の留意事項：海抜5.5メートルの地区であり、[redacted]川が隣接している。津波による浸水域に指定されているが、洪水による浸水域には含まれていない。	廃校になった小中学校のグラウンドを活用できる可能性がある。
[redacted]・施設名称：未定だが2箇所予定　旧小学校グラウンド等 ・その他特記事項：トイレ、水道、照明、電力 ・仮置場設置時の留意事項：水害のリスク、道路等の通行不可（運動場）、災害場所から遠い（想定）	ヘリポートや避難場所等により、仮置場の候補地が減ること。役場内での連携が必要である。
[redacted]・施設名称：●●公園横の空き地 ・その他特記事項：入口が1か所しかない。別途整地が必要。平時は工事の仮設事務所等の用途に使われている。 ・仮置場設置時の留意事項：河川沿いのため水害の場合は要検討	避難所や自衛隊、ヘリポートなどほかの用途を優先してしまうと、仮置き場の候補地はどんどん減っていきます。
[redacted]・施設名称：サンプルA広場 ・その他特記事項：隣接地に指定避難場所あり（注意）、電源供給なし、トイレなし ・仮置場設置時の留意事項： 周辺に住宅地、農地、指定避難場所があり、生活環境保全上の対策必要。広場に隣接する駐車場は舗装であるが、広場内は未舗装のため、搬入路用の敷鉄板及び保管場所地面へのシートの設置必要。仮設住宅建設前の迅速な処理、緊急車両の通行確保他	事前調整が可能であれば、パチンコ店の駐車場を活用することができないか。 レイアウト検討にあたっては施設受入条件を踏まえて区分を決定する必要がある。

第1回WG　意見整理シートB班

- 水害のリスク、土地区画、道路幅、候補地の優先順位、土地の整地、インフラ設備等

仮置場候補地等	感想等
[redacted] ・施設名称：町営▼▼広場 ・その他特記事項：フェンスで囲まれている、照明、トイレがある。ソフトボール場への入り口が下がり勾配であるため、大型車両の通行は対策の検討が必要かもしれない。 ・仮置場設置時の留意事項：周辺に住宅があるため、保全対策の検討が必要。	候補地20数か所の中から優先順位をつけるのが難しい、平時で対応する必要あると感じられた
[redacted] ・施設名称：▼▼センター ・その他特記事項：100mほど隣に中規模の河川があり，大規模洪水時には注意が必要。隣地に同じ市の土木事業所がある。 ・仮置場設置時の留意事項：洪水による浸水リスクあり。付近の道路は交通量は少ないが，車線も広くない。	市内15か所の候補地に対しABCの優先度をつけている、そのうち優先度Aの箇所について設定した。 土木事務所の敷地なども考慮した内容。
[redacted] ・施設名称：　― ・その他特記事項：仮置き場箇所としてリサイクルセンター・倉庫周り、格納庫周り、管理型最終処分場に仮置き場を設置予定、リサイクルセンターには電気、水道、トイレあり ・仮置場設置時の留意事項：道幅が狭い、大型同士のすれ違いは不可。仮置き場が3か所に大きく分かれるためレイアウトを考える必要がある。	管理場所ごとに離れているため、レイアウトの検討について調整が必要と考えている。

第1回WG　意見整理シートC班①

- 水害リスク、土地区画、乗り入れ、候補地の優先順位・競合、土地の整地、インフラ設備等

仮置場候補地等	感想等
[redacted]①]施設名称：◆◆所管用地 ・その他特記事項： ・出入口は北面の一部のみ。それ以外は段差あり。東側からの出入不可。 ・敷地内に水道、トイレ、電気、照明等の設備なし。 ・仮置場設置時の留意事項： ・河川氾濫（十勝川）による浸水リスクあり。橋の通行不可可能性	海辺の自治体ではないので、海辺で仮置場を選択しずづらいといったことはあるか？ ⇒次頁、森町より回答
[redacted]②]施設名称：◆◆給食調理場、元イベント用地 ・その他特記事項：・出入口は南面のみ。 ・敷地内に水道、トイレ、電気、照明等の設備なし。（東隣に[redacted]センターあり） ・仮置場設置時の留意事項： ・河川氾濫（[redacted]川）による浸水リスク（浸水0.5～1m）あり。	
[redacted]施設名称：◆◆緑地 ・その他特記事項：電気，水道はなし。 ・フェンスと街路樹で囲まれる。 ・出入り口が2個所あり，一方通行の導線が確保できる。 ・仮置場設置時の留意事項：・冬季間の雪捨て場になっているため，降雪時の利用が難しい。・津波の浸水想定区域内である。 ・河川に隣接しており，周囲を含めて洪水による浸水の可能性がある。	

第1回WG　意見整理シートC班②

➢ 水害リスク、土地区画、道路幅、候補地の優先順位、土地の整地等調査、生活環境保全対策、インフラ設備等

仮置場候補地等	感想等
[redacted] ・施設名称：旧◆◆小学校グラウンド ・その他特記事項： ・グラウンドはフェンスで囲まれており、照明、トイレが設置されている。水道、電力が確保できる。 ・仮置場設置時の留意事項： ・周辺に住宅が立地しているため、生活環境保全上の対策を講じる必要がある。・洪水による浸水リスクがある	[redacted]への返答 災害の種類に応じた事前の検討が重要と考えている。
[redacted] ・施設名称：◆◆小学校 ・その他特記事項： 校舎南東側はフェンスなし。水道、電力が確保できる。津波の心配無し。 ・仮置場設置時の留意事項： 土壌調査を要するため、現状復旧に時間と費用がかかる。 周辺に住宅が立地しているため、生活環境保全対策を講じる必要がある。	

仮置場候補地選定に係る課題

■仮置場候補地選定の課題

✓ **共通した意見であったもの**

- ➢ 水害・津波等災害のリスク
  - ⇒実際の災害時に使用可能か。
- ➢ 周囲の土地との区画
  - ⇒フェンス囲等、周囲と隔離されているか。
- ➢ アクセス（道路幅、段差）
  - ⇒アクセスしやすいか、段差の有無、大型車の通行が可能か。
- ➢ 災害時の用途
  - ⇒ヘリポート・雪捨て場等用途の競合。他部局との調整を要するか。
- ➢ 土地の整地・調査等事前対応
  - ⇒使用前に作業を要するか。
- ➢ 生活環境保全対策の要否
  - ⇒粉塵、臭気、騒音その他、周辺住民への配慮を要するか。
- ➢ インフラ設備（電気、水道等）
  - ⇒仮置場設置運営時に新たな資材準備を要するか。

仮置場候補地選定に係る課題

■仮置場候補地の課題　類型化

区分	例	想定される課題例	対応例
立地	住宅地付近、郊外	住宅地付近：生活環境保全上の対応を要する 郊外：住民が利用しづらく、勝手仮置場発生	住宅地付近：騒音、防塵、悪臭への対策資材の準備 郊外：事前の周知、アクセス性
アクセス	付近の道路状況、搬入口の幅員・段差	付近の道路：渋滞対策を要する 幅員・段差：渋滞、車両支障	片面通行となる場合は誘導員による入退場管理が必要 段差への対応資材準備
面積	自治体の状況に応じて選定	郊外：比較的広い面積を確保可能 住宅地付近：広い面積を確保不可	郊外：面積を確保可の場合は、設置箇所数を絞る 住宅地：小規模なものを複数設置
災害時用途	広大な土地	ヘリポート、仮設住宅として使用される場合あり競合する	危機管理部局との調整が必要 他用途での使用が終了した後使用できる場合も想定する
災害リスク	被害想定を予め確認	発災後、津波・洪水による浸水した場合、仮置場として利用不可	災害の種類によって、複数候補地を選定

【ポイント】
- ✓ 自治体の実情に合った仮置場の規模、場所
- ✓ 優先する条件を整理

仮置場基本情報のとりまとめ・類型化（再掲）

■仮置場候補地の条件

より条件の良い仮置場を選定
⇒仮置場候補地を決める根拠とする

仮置場候補地の優先順位を決める
⇒優先順位を決めることで想定外の場合に備える

仮置場の設置や運営を想定し候補地の状況を把握する
⇒迅速な仮置場の設置を可能にする

【ポイント】
- ✓ 平時から仮置場を意識することにつながる
- ✓ 仮置場設置に必要な資材や検討事項を想定

話題提供

道外の仮置場候補地選定事例の紹介
✓環境省マニュアル
✓仮置場設置に関する具体的事例の紹介

災害廃棄物対策に関する行政評価（令和4年2月）

災害廃棄物対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

総務省

勧告日：令和4年2月25日　勧告先：環境省

調査の背景・目的

- ◆ 災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、平時における「事前の備え」が極めて重要
- ◆ しかしながら、災害廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画(注)の内容の検討不足によりスムーズに進まなかった事例や、初動対応の遅れから、家屋の軒先に災害廃棄物が集められ、悪臭など生活環境・公衆衛生が悪化した事例等が発生
  （注）「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）に基づき、非常災害の発生に備え、各地方公共団体が策定
- ◆ 本調査では、災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場候補地の選定、関係機関との連携協力などの「事前の備え」について、現状を明らかにするとともに、課題を整理

【調査対象機関等】環境省、都道府県(13)、市町村(70)、関係事業者等(31)
【実　施　時　期】令和3年1月～4年2月

災害廃棄物処理の「事前の備え」の各プロセスにおける調査結果を踏まえ、以下の内容を環境省に勧告

【「事前の備え」のプロセス】	【勧告の主な内容】
災害廃棄物処理計画	
災害廃棄物の発生量の推計	● 地震災害のみならず水害も想定した発生量推計への支援（災害廃棄物対策指針の改定など）
仮置場の必要面積の算定	
仮置場候補地の選定	● 市区町村有地以外の候補地を含め、必要・適当な仮置場候補地の選定への支援（候補地の選定に至っていない要因・課題の把握・検証など）
仮置場候補地の事前準備 ＋ 関係機関との連携協力	● 仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置（関係部局等との事前の利用調整や現況把握の促進など）
	● 民間事業者団体等との実効性ある連携への支援（災害支援協定に「仮置場の管理・運営」の内容が明示されている事例の展開など）

1

出典：災害廃棄物対策に関する行政評価（令和4年2月）　https://www.soumu.go.jp/main_content/000793964.pdf

災害廃棄物対策に関する行政評価のフォローアップ（令和5年）

「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

総務省　令和5年6月23日

【勧告先】環境省　【勧告日】令和4年2月25日　【回答日】令和5年6月19日（改善状況は回答日現在）

背景・目的

- ➢ 自然災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、平時における事前の備えが極めて重要
- ➢ しかしながら、市区町村によっては、事前の備えが不十分なため、発災時の初動対応の遅れが原因で混合ごみの発生など、その後の災害廃棄物の処理について様々な問題事例が発生
- ➢ 本調査では、災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場候補地の選定、関係機関との連携協力など事前の備えの実施状況等について調査

ポイント

調査結果に基づき、環境省に対して、以下の事項を行うことを勧告	勧告を踏まえ、環境省は、以下の改善措置を実施
① 地震災害のみならず、近年激甚化・頻発化している水害も想定した災害廃棄物の発生量の推計への効果的な支援	① 地震災害のほか、水害など災害種別に応じた災害廃棄物の発生量の推計方法を新たに策定し、災害廃棄物対策指針を改定
② 関係機関や都道府県と連携し、市区町村有地以外の候補地を含め、必要・適当な仮置場候補地の選定への効果的な支援	② 一部の地方環境事務所において、仮置場候補地となり得る国有地や都道府県有地の絞り込みを行うとともに、関係機関や都道府県と連携した現地調査等により仮置場としての活用可能性を検証
③ 関係部局等との事前の利用調整や現況等の把握など、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置	③ 仮置場候補地が災害時に円滑に機能するためのチェックリスト（点検ガイドライン）を作成・公表
④ 仮置場の管理・運営の災害支援協定への明示など、民間事業者団体等との実効性ある連携への支援	④ 優良事例集（ベストプラクティス集）を作成・公表し、仮置場の管理・運営を災害支援協定に明示したことによる効果を横展開

一部の環境事務所では活用検証等

「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（R5年4月）」

※ 詳細は次ページ以降のとおり

総務省では、引き続き、上記の環境省が実施した改善措置に伴う地方公共団体の対応状況等のフォローアップを行う予定

1

出典：災害廃棄物対策に関する行政評価のフォローアップ（令和5年）　https://www.soumu.go.jp/main_content/000888421.pdf

災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）

仮置場選定に必要な検討項目

No. 6　仮置場の確保・設置

実行性の確保に必要な事項	
求められる仮置場の必要条件が記載されている。	◎
仮置場の候補地を事前に選定している。	★
仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整や現地確認の実施など速やかな開設の準備が成されている。	★
仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整が行われている。	★

【点検事項】

- □ 求められる仮置場の必要条件が処理計画に記載されているか。
- □ 事前に選定した仮置場候補地は、有効面積、搬入口の車幅が十分にあり、周囲に病院や福祉施設・学校等の配慮を必要とする建物等無いか等、現地確認がされているか。
- □ 発災後に仮置場を確定する際に調整が必要な庁内外の相手が整理されているか。
- □ 仮置場候補地の所有者や所管課に、発災後の使用について了解を得られているか。
- □ 仮置場の管理・運営に必要な機材、物資等の災害時における提供および斡旋等について記載された協定等が締結されているか。協定締結事業者と協定内容について定期的に確認する機会が設けられているか。

出典：「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（R5年4月・環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）
http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/pdf/planning_and_inspection_guidelines.pdf

災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）

【災害廃棄物の仮置場一覧　記載例】

所有者	施設名	敷地面積（㎡）
市	○○市環境センター広場	10,000
市	○○市競技場	8,000
○○組合	○○組合クリーンセンター広場	3,000
	計	21,000

【グッドプラクティス】

・ 仙台市では、過去に協力を依頼した一般社団法人仙台建設業協会、宮城県解体工事業協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部と「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」として、災害廃棄物の撤去～仮置場の復旧までを含む災害廃棄物処理に特化した内容で４者協定を締結し、お互いに顔の見える関係を築いている。

【バッドプラクティス】

・ 仮置場の候補地を選定していたが、現地を確認しておらず、大型車両が通行できない等仮置場候補地として不適切な場所だった。

・ 仮置場の候補地の地権者と事前調整が行われておらず、発災後にはじめて調整を行ったことから仮置場の設置が発災から 10 日後となった。そのため、路上に片付けごみが堆積する結果となり、街中がごみで溢れ、マスコミに大きく報道されることになった。

出典：「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（R5年4月・環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）
http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/pdf/planning_and_inspection_guidelines.pdf

仮置場候補地の選定チェック項目

仮置場候補地の選定にあたってチェックが必要な項目

【仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目】

	項目		条件	理由
所有者	所有者		○ 公有地が望ましい（市有地、県有地、国有地）が望ましい。 ○ 地域住民との関係性が良好である。 ○ （民有地の場合）地権者の数が少ない。	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
広さ・用途	面積	一次仮置場	○ 広いほどよい。（3,000m^{2}は必要）	○ 適正な分別のため。
		二次仮置場	○ 広いほどよい。（10ha 以上が好適）	○ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
	平時の土地利用		○ 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	○ 原状復旧の負担が大きくなる。
	他用途での利用		○ 厖急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
設備	望ましいインフラ（設備）		○ 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	○ 火災が発生した場合の対応のため。 ○ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
			○ 電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	○ 仮設処理施設等の電力確保のため。
法規制	土地利用規制		○ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	○ 手続、確認に時間を要するため。

出典：「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（R5年4月・環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）
http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/pdf/planning_and_inspection_guidelines.pdf

仮置場候補地の選定チェック項目

【仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目】

	項目	条件	理由
地盤・地形	土地基盤の状況	○ 舗装されているほうがよい。 ○ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	○ 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		○ 地盤が硬いほうがよい。	○ 地盤沈下が発生しやすいため。
		○ 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
		○ 河川敷は避けたほうがよい。	○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
	地形・地勢	○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	○ 廃棄物の崩落を防ぐため。 ○ 車両の切り返し、仮置場のレイアウトの変更が難しいため。
		○ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	○ 迅速な仮置場の整備のため。
	土地の形状	○ 変則形状でないほうがよい。	○ 仮置場の配置計画が難しいため。
道路関連	道路状況	○ 前面道路の交通量は少ない方がよい。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
		○ 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	○ 大型車両の相互通行のため。
	搬入・搬出ルート	○ 車両の出入口を確保できること。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
		○ 搬入・搬出の間口は 9.0m以上がよい。	○ 大型車両の交互通行のため。
	輸送ルート	○ 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	○ 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。

出典：「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（R5年4月・環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）
http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/pdf/planning_and_inspection_guidelines.pdf

仮置場候補地の選定チェック項目

【仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目】

	項目	条件	理由
周辺状況	周辺環境	○ 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ○ 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	○ 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
		○ 高速道路や鉄道路線に近接していないほうがよい。	○ 火災発生時の高速道路や鉄道への影響を防ぐため。
被災・復旧	被害の有無	○ 各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	○ 二次災害の発生を防ぐため。
	その他	○ 道路啓開の優先順位を考慮する。	○ 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

＜参考資料（災害廃棄物対策指針技術資料）＞
■仮置場の設置に当たり参考となる資料
【技 17―1】必要資機材
【技 18―1】仮置場の分類
【技 18―2】仮置場の必要面積の算定方法
【技 18―3】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
■仮置場の管理に当たり参考となる資料
【技 18―4】仮置場の運用に当たっての留意事項
【技 18―5】環境対策、モニタリング、火災防止策
【技 18―6】仮置場の復旧

出典：「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（R5年4月・環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）
http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/pdf/planning_and_inspection_guidelines.pdf

岡山県真庭市事例

➢ 平時の対応として「第2章　第6項　仮置場候補地の選定、確保」

真庭市災害廃棄物処理計画

平成 31 年 3 月

真庭市

目次

第１章　基本的事項……1
　第１節　計画の背景及び目的……1
　第２節　計画の位置づけ……2
　第３節　真庭市の概況……3
　第４節　地域における現状分析と課題の整理……4
　　第１項　災害廃棄物に関する課題の整理……4
　　第２項　廃棄物処理関連施設……4
　第５節　対象とする災害……6
　第６節　対象とする廃棄物……7
　　第１項　対象廃棄物……7
　　第２項　対象業務……10
　　第３項　仮設トイレ……10
　第７節　災害廃棄物発生量の推計……12
　　第１項　発生原単位……12
　　第２項　災害種別ごとの発生量の算定……13
　第８節　既存処理施設の能力推計……14
　　第１項　試算条件の検討……14
　　第２項　算定シナリオの設定……15
　　第３項　推計の実施……16

第２章　災害廃棄物処理計画……18
　第１節　平時対応……18
　　第１項　組織体制と指揮命令系統……18
　　第２項　公的機関相互の連携協力体制の確立、確認……19
　　第３項　民間団体との連携協力体制の確立、確認……20
　　第４項　職員の教育訓練、研修の実施……20
　　第５項　資機材の備蓄……21
　　第６項　仮置場候補地の選定、確保……23
　　第７項　廃棄物処理施設の災害対応力強化……28
　　第８項　災害廃棄物処理負担軽減のための施策連携……28
　　第９項　定期的見直し……28
　第２節　緊急時対応……29
　　第１項　初動行動……29
　　第２項　対応組織と役割分担……32
　　第３項　情報収集整理……32
　　第４項　排出ルールと市民広報……33
　　第５項　避難所ごみ・し尿……35

仮置場候補地の選定事例紹介（岡山県真庭市災害廃棄物処理計画）

第６項　仮置場候補地の選定、確保

復旧・復興を軌道に乗せるために、支障となる災害廃棄物等を速やかに除去しなければならない。また、仮置場は、再資源化を図りながら効率的に処理を進めるために極めて重要なものである。

本計画において仮置場は、災害廃棄物等を中間処理するまでの間一時保管し、分別・仕分けを行う場所とする。

（１）仮置場必要面積

想定地震発生時の災害廃棄物推計量から算定した仮置場の必要面積は、資料編 P.3

②仮置場必要面積の推計に示すとおり、1.3ha となる。

（２）仮置場候補地の選定

仮置場用地を確保するために、以下の選定フローに従って候補地を選定していく。

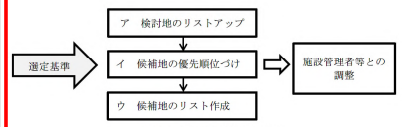

図 2-4　仮置場候補地選定の流れ

なお、仮置場の種類は次のとおりである。

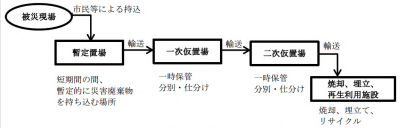

図 2-5　災害廃棄物処理の大まかな流れと仮置場の種類

（３）仮置場の選定と運営

①計画必要面積にこだわりすぎない
- 想定とおりの災害が起きるとは限らない
- 発生した廃棄物を一時にすべて置くのではない

②好適条件と適正配置
- 一次仮置場はおおむね小学校区に１か所の設置が理想
  小学校区毎に設置することで、地元との交渉窓口が分かり易くなり、近隣どうしでルールを順守する意識が高くなる

③管理しなければ単なる投棄場所に
- 入口チェック、交通誘導、荷卸し補助、トラブル対応等、班編成での対応が必要
- 記録（日報）を作成すること

④広報戦略により負担軽減が可能
- 場所、時間、分別ルールをわかりやすく情報発信
- ボランティアとも連携し協力を得る

（アスファルト敷きの駐車場を利用した例）　（土のグラウンドを利用した例　要敷き鉄板）

写真 2-1　災害廃棄物一次仮置場設置場所例（平成 29 年九州北部豪雨災害　朝倉市）

仮置場候補地の選定事例紹介（岡山県真庭市災害廃棄物処理計画）

表 2-3　仮置場の選定及び配置計画にあたっての留意点

分類	留　意　点
仮置場全般	・候補地は、以下の点を考慮して選定する。 ①　公園、グラウンド、地域センター、廃棄物処理施設等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ②　未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③　二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④　応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 ・都市計画法第 6 条に基づく調査（いわゆる「6 条調査」）で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。 ・仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。 ・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。 ・二次災害のおそれのない場所が望ましい。
一次仮置場	・被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。 ・市民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。 ・分別については、初期の災害廃棄物の搬去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくと良い。
二次仮置場	・一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。 ・災害廃棄物の推計発生量、搬去（必要に応じて解体）作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から 1 年程度で全ての対象廃棄物を集め、3 年程度で全ての処理を終えることを想定している。 ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地を想定し、近くに選定した方が良い。 ・搬入時の交通、中間処理作業による周辺市民、環境への影響が少ない場所とする。 ・選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。 ・グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成し、地権者や市民に提案することが望ましい。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 1-14-5】（環境省　平成 26 年 3 月）をもとに作成

➢ 仮置場候補地の選定に際して考慮する点を設定

仮置場候補地の選定事例紹介（岡山県真庭市災害廃棄物処理計画）

（４）候補地の優先順位づけ

大規模災害が発生したときの仮置場の選定基準として、表 2-4 のような項目が挙げられる。候補地の選定は、災害に備え選定基準を踏まえた順位付けを平時に行っておくことが必要である。順位付けは、仮置場選定チェックリストを用いて行う。候補地選定にあたっては、「①発災前の留意点」に関してチェックを行い、チェック数が多い仮置場から優先順位を付けていく。実際に災害が発生した際には、「②発災後の留意点」についてチェックを行い、仮置場の選定を行う。

表 2-4　仮置場選定チェックリスト

区分	項　目	条　件	判 定
①発災前の留意点	立地条件	(1)河川敷ではない。	
		(2)水につかりにくい土地である。	
	前面道路幅	(3)前面道路幅が 6 m以上ある。	
	所有者	(4)公有地（市町村有地、県有地、国有地）である。	
		(5)地域住民との関係性が良好な土地である。	
		(6)（民有地である場合）地権者の数が少ない土地である。	
	面積	(7)面積が十分にある。（一般的に二次仮置場は 12ha 以上）	
	周辺の土地利用	(8)周辺が住宅地ではない。	
		(9)周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。	
		(10)企業活動や住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	(11)法律等により土地の利用が規制されていない。	
	輸送ルート	(12)高速道路のインターチェンジから近い。	
		(13)緊急輸送路に近い。	
	土地の形状	(14)起伏のない平坦地である。	
		(15)変則形状の土地ではない。	
	土地の基盤整備の状況	(16)地盤が硬い。	
		(17)アスファルト敷きである。	
		(18)暗渠排水管が存在していない。	
	設備	(19)消火用の水を確保できる場所である。	
		(20)電力を確保できる場所である。	
	被災考慮	(21)各種災害（洪水、土石流等）の被災エリアではない。	
	地域防災計画での位置付け	(22)地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。	
		(23)道路啓開の順位が高い。	
②発災後の留意点	仮置場の配置	(24)仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。	
	被災地との距離	(25)被災地の近くにある。	

➢ 発災前

➢ 発災後

出典：中国圏ブロック災害廃棄物対策協議会資料を一部編集

なお、このチェックリストをもとに運用した際に判明した問題点や、実際の災害発生時の問題点などが判明した場合など、状況に応じて適宜リストを見直し、更新をしていく。

➢ 発災前および発災後の留意点について仮置場選定チェックリストを作成。

➢ チェック数が多い仮置場から優先順位をつける。

仮置場候補地の選定事例紹介（岡山県真庭市災害廃棄物処理計画）

（5）候補地のリスト作成

前述の優先順位づけを踏まえ、仮置場の候補地のリストを作成する。

具体的には、表 2-5 に示すように順位づけの作業を行う。合計チェック数を点数化（○の数）し、点数の高い候補地から順位をつける。

災害発生後には、事前に選定した候補地の中で被災していない優先度の高い場所から選定していくことになるが、災害発生後の状況に応じた選定基準も踏まえて選定する。

「②発災後の留意点」についてもチェックを行い、合計点数が高い方から仮置場候補地の優先順位を付けていく。

表 2-5　発災後の仮置場選定イメージ（横軸は一部省略）

候補地名／住所	①発災前の留意点														②発災後の留意点		点数（○の数）	発災後の優先順位
	立地条件	前面道路幅	所有者	面積	周辺の土地利用	土地利用の規制	輸送ルート	土地の形状	土地の基盤整備の状況	設備	被災考慮	地域防災計画での位置づけ	点数（○の数）	発災前の優先順位	仮置場の配置	被災地との距離		
A 公園 大字○○　△番地		○					○						2	D	－	－	2	4
B 広場 大字××　□番地	○	○	○		○	○		○		○			7	A	○	－	8	1
C 総合運動公園 大字△　○○番地	○	○	○					○	○				5	C	○	○	7	2
未利用地 D 大字□□　×番地				○									1	E	－	－	1	5
E 公園 大字○　△△番地	○	○	○	○		○	○						6	B	－	－	6	3
…																		

※優先順位は、○の数が同数のものもあると想定されるため、「A、B、C、D、E」の５ランク程度とする。ランクづけは、点数（○の数）を踏まえ、５等分にしてランクづけをすることが最も簡易な方法である。
※「地域防災計画での位置づけ」は計画段階の位置づけだが、実際の災害発生時において仮置場候補地が仮設住宅建設予定地などに指定していた場合は、計画段階の有無に関わらず使用については調整が必要。
※「仮置場の配置」の「○」は、他の仮置場との配置バランスを見た上での評価であるため、仮置場単独で評価することは難しい。
※「発災後の優先順位」は、優先順位の高い方から利用調整に着手する順番。

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料

- 優先順位をふまえ、仮置場の候補地リストを作成する。
- 合計チェック数を点数化し、高得点の候補地から優先順位をつける。
- 発災時には、発災後の優先順位も踏まえた選定を行う。

参考とするマニュアル類の紹介

参考資料	発行年度	発行者
災害廃棄物対策指針（改訂版） http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/	平成30年3月	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
災害廃棄物対策指針　技術資料 http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/	令和5年4月28日	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/	令和3年3月改訂	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
災害廃棄物対策グッドプラクティス集 http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/municipal_measures/	令和5年3月	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/index.html	令和5年4月	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット） http://kouikishori.env.go.jp/guidance/leafret/index.html	令和5年4月	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート【北海道版】第3版　https://hokkaido.env.go.jp/recycle/new.html	令和5年3月	環境省北海道地方環境事務所
大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第2版）　https://hokkaido.env.go.jp/recycle/new.html	令和6年2月	環境省北海道地方環境事務所
北海道災害廃棄物処理計画 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/saigaikeikaku.html	平成30年3月（令和4年9月一部修正）	北海道
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html	令和4年7月28日	北海道
北海道地域防災計画 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bousaijyouhou_top.html	令和6年1月	北海道